

社会福祉法人多摩養育園 施設一覧

	施設名	養護老人ホーム 檜の里	養護老人ホーム 竹の里	特別養護老人ホーム 椋の里	特別養護老人ホーム 桜の里	光華	精華	輝	府中市立 介護予防センター	八王子市地域包括 支援センター大横
概要	種別	養護老人ホーム	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	救護施設	障害者支援施設	障害者共同生活援助 (グループホーム)	介護予防事業	地域包括支援センター
	開設日	昭和27年10月26日	昭和30年1月24日	昭和44年5月15日	平成29年4月1日	昭和35年7月1日	昭和52年4月1日	平成17年10月1日	平成18年4月1日	平成28年4月1日
	定員	200名	160名	80名(短期4名)	108名(短期12)	86名	80名	10名	各事業により異なる	圏域人口15,053人
	郵便番号	193-0803	193-0802	192-0005	193-0802	192-0375	192-0375	193-0943	183-0033	192-0062
連絡先	所在地	八王子市檜原町971	八王子市犬目町560	八王子市宮下町355	八王子市犬目町560-1	八王子市鎌水428	八王子市鎌水428	八王子市寺田町877	府中市分梅町1-31	八王子市大横町11-35
	電話	042-622-6777	042-656-4046	042-691-0074	042-654-3901	042-676-8336	042-676-9178	042-666-2366	042-330-2010	042-634-8666
	FAX	042-623-8204	042-654-5028	042-696-3592	042-654-3902	042-676-5017	042-676-9387	042-666-2366	042-330-2016	042-634-8880
	準拠法	老人福祉法	老人福祉法	介護保険法 老人福祉法	介護保険法 老人福祉法	生活保護法	障害者総合支援法	障害者総合支援法	府中市立介護予防推 進センター条例	介護保険法
事業内容	設置の目的	65歳以上の環境上及び経済的理由により、日常生活が困難な方をお預かりするとともに、自立した日常生活を営み社会的活動に参加させるために必要な支援を提供。	65歳以上の環境上及び経済的理由により、日常生活が困難な方をお預かりするとともに、自立した日常生活を営み社会的活動に参加させるために必要な支援を提供。	65歳以上の身体上または、精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし(寝たきり等)居宅において適切な介護を受けることが困難な方を受入れ支援を提供。	65歳以上の身体上または、精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし(寝たきり等)居宅において適切な介護を受けることが困難な方を受入れ支援を提供。	身体や精神に障害があったり、何らかの生活上の問題のため日常生活を営むことが困難な方が入所し、健康で安心して生活しつつ、自立を目指す支援を提供。	障害者自立支援法に基づき、18歳以上の知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、治療や生活介護・生活訓練などの支援を提供。	障害者総合支援法に基づき、障害のある方が少人数で共同生活を送る場。共用スペースと一人ひとりの個室が確保。世話人や生活支援員が生活をサポート支援を提供。	住み慣れた町でいつまでも元気でいきいきと暮らしていただくことを目的に地域の資源を生かし、関連機関との連携をしながら、総合的な介護予防の取組を行う。	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関
	利用対象者	65歳以上の環境上及び経済的理由により、日常生活が困難な方	65歳以上の環境上及び経済的理由により、日常生活が困難な方	65歳以上の要介護認定を受けた方	65歳以上の要介護認定を受けた方	18歳以上の身体上又は精神上著しい障害があり日常生活を営むことが困難な要保護者	18歳以上の障害をもった方	18歳以上の障害をもった方	65歳以上の府中市民	対象地域に住んでいる65歳以上の高齢者又はその支援のための活動に関わっている方
	契約の有無	措置	措置	契約	契約	措置	契約	契約		介護予防支援ケアマネジメントにおいては要契約
	居室	全室個室	個室及び二人部屋	4人部屋：17部屋 3人部屋：2部屋 個室：6部屋	全室個室 ユニット型	全室個室 生活自立室2部屋	男性：2人部屋 女性：3人部屋	個室 女性のみ	事業内容：介護予防教室・介護予防講座・自主グループ支援・介護予防相談・人材育成・介護予防普及啓発イベント・交流サロン・情報室による地域交流活動・ひろめ隊・サービスC・ふちゅう体操普及・施設貸出など	
	入所の流れ	各区市町村に申込⇒福祉事務所⇒施設	各区市町村に申込⇒福祉事務所⇒施設	施設に申込⇒直接契約	施設に申込⇒直接契約	福祉事務所に申込⇒生活保護の認定⇒入所の可否⇒施設	福祉事務所に申込⇒入所の可否決定⇒施設	福祉事務所または直接申込		
	外部介護保険の利用	可	可	不可	不可	不可	不可	可		介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者とその家族、地域まるごとを支える総合相談窓口
	その他	なし	ショートステイ6床(体験入居・一時保護)	ショートステイ2床	ショートステイ12床	緊急一時入所(2名)あり	ショートステイ2床 GH輝	なし		